

週休 2 日の経費補正における積算要領

1. 適用範囲

本要領は、「神戸市週休 2 日の推進に係る実施要領（土木・造園工事）」に記載の対象工事に適用する。（単価適用日：令和 8 年 1 0 月 1 日以降）

2. 経費の補正

経費の補正については、週休 2 日（現場閉所）の達成状況に応じ、一般公共のうち港湾工事 4 工種の工事において、以下のとおり計上する。

なお、当初設計においては、「週休 2 日（月単位）」の補正係数で計上し発注するものとする。

※港湾工事 4 工種：港湾浚渫工事、港湾構造物工事、防舷材、電気防食工事、海岸工事（港湾工事）をいう。

3. 経費の補正の対象

共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。

4. 経費の補正係数等

補正係数の「週休 2 日（月単位）」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

一般公共（港湾工事 4 工種）

	現場閉所の達成状況	
	週単位	月単位
共通仮設費率	—	1.02
現場管理費率	—	1.03

※港湾工事 4 工種の補正係数については、週休 2 日（月単位）のみである。

5. 経費の補正方法

(1) 共通仮設費率算定式

$$K_r'' = K_r \times \text{補正係数}$$

ただし、 K_r'' : 週休2日補正後の共通仮設費率 (%)

K_r : 共通仮設費対象額Pに対する共通仮設費率 (%)

(2) 現場管理費率算定式

$$J_o'' = J_o \times \text{補正係数}$$

ただし、 J_o'' : 週休2日補正後の現場管理費率 (%)

J_o : 現場管理費対象額 N_p に対する現場管理費率 (%)

6. 端数処理

(1) 共通仮設費率

共通仮設費率算出時、施工地域等補正時、週休2日補正時のそれぞれで小数点以下3位を四捨五入して2位止め (%) とする。

(2) 現場管理費率

現場管理費率算出時、施工地域等補正時、週休2日補正時のそれぞれで小数点以下3位を四捨五入して2位止め (%) とする。

7. 週休2日補正適用時期

原則として、当初積算より、「週休2日 (月単位)」の補正係数で計上し、週休2日 (現場閉所) の達成状況「月単位・未達成」に応じて最終変更時に清算を行う。最終変更時 (設計変更) に用いる補正係数は、当初設計時における単価適用年月日時点の「週休2日の経費補正における積算要領」の補正係数を用いること。

ただし、既発注工事で令和8年10月1日以降に発生する新工種については、本体工事の当初発注時の週休2日の達成を必須とし、新工種施工時の週休2日の達成状況に応じて、当該単価適用日の積算要領の補正係数を用いることとする。